

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府門真市垣内町 12 番 32 号
（名称） トラステックスホールディングス株式会社

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 12 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 億 2424 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 2 月 20 日

2 事実及び理由

- (1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる
事実

被審人は、大阪府門真市垣内町 12 番 32 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所市場第二部に上場されている会社であるが、被審人は、

第 1

- 1 平成 17 年 12 月 27 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの中間連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等（以下、「長期未収入金等」という。）並びに劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 994 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額及び連結純資

産額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを1,083百万円の利益と、連結中間純損益が1,170百万円の損失であったにもかかわらず、これを578百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が2,623百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に7,697百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第19期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、

2 平成18年6月30日、近畿財務局長に対し、被審人の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が528百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,885百万円の利益と、連結当期純損益が955百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,314百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,796百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に9,052百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第19期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、

3 平成19年1月16日、関東財務局長に対し、被審人の平成18年4月1日から平成18年9月30日までの中間連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が313百万円の損失であったにもかかわらず、これを319百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が605百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,586百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第20期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、

4 平成19年6月29日、近畿財務局長に対し、被審人の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計期間につき、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が1,643百万円の債務超過であ

- ったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 918 百万円の債務超過と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第 20 期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、
- 5 平成 19 年 12 月 28 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの中間連結会計期間につき、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が 134 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 849 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第 21 期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、
- 6 平成 20 年 6 月 30 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等により、連結経常損益が 411 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 248 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 298 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 786 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第 21 期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、
- もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、

第 2

- 1 平成 17 年 11 月 25 日、近畿財務局長に対し、被審人の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 207 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 656 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,366 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 7,247 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第 18 期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を

提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 17 年 12 月 12 日、新株予約権付社債券を 5,000,000,000 円で取得させ、

2 平成 19 年 1 月 16 日、関東財務局長に対し、被審人の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計期間（以下、「第 19 期事業年度連結会計期間」という。）につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表、並びに被審人の平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの中間連結会計期間（以下、「第 20 期事業年度中間連結会計期間」という。）につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 2 月 5 日、新株予約権付社債券を 300,000,000 円で取得させ、

3 平成 19 年 2 月 22 日、関東財務局長に対し、第 19 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産

額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表、並びに第 20 期事業年度中間連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 12 日、新株予約権付社債券を 260,000,000 円で取得させ、

- 4 平成 19 年 3 月 2 日、関東財務局長に対し、第 19 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表、並びに第 20 期事業年度中間連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同月 19 日、新株予約権付社債券を 100,000,000 円で取得させ、
- 5 平成 19 年 4 月 27 日、関東財務局長に対し、第 19 期事業年度連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金

等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表、並びに第 20 期事業年度中間連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 5 月 17 日、60,023,540 株の株券を 5,102,000,900 円で取得させ、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(2) 法令の適用

第 1 の 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

第 1 の 2

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

第 1 の 1 及び 2 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書

類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 1 の 3

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

第 1 の 4

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

第 1 の 3 及び 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 1 の 5

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

第 1 の 6

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

第 1 の 5 及び 6 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額に

つき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 2 の 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項本文、第 4 項、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 5 第 3 号

第 2 の 2

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項本文、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 5 第 3 号

第 2 の 3

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項本文、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 5 第 3 号

第 2 の 4

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項本文、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 5 第 3 号

第 2 の 5

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項本文、第 176 条第 2 項

(3) 課徴金の計算の基礎

第1の1及び2

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、被審人の第19期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(476,482円)

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

同有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第19期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計4,500,000円が、同有価証券報告書に係る算出額(3,000,000円)と、同半期報告書に係る算出額に2を乗じた額(3,000,000円)のいずれか高い額(3,000,000円)を超えることから、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

第1の3及び4

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、被審人の第20期事業年度中間連結会計期間に

係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (288,987 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 20 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 4,500,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (3,000,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (3,000,000 円) のいずれか高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

第 1 の 5 及び 6

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、被審人の第 21 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (133,900 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 21 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 4,500,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (3,000,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (3,000,000 円) のいずれか高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

第 2

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 17 年 11 月 25 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $5,000,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 100,000,000$ 円

平成 19 年 1 月 16 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $300,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 6,000,000$ 円

平成 19 年 2 月 22 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $260,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 5,200,000$ 円

平成 19 年 3 月 2 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

100,000,000 円 $\times 2/100=2,000,000$ 円

平成 19 年 4 月 27 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

5,102,000,900 円 $\times 2/100=102,040,018$ 円

について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切

り捨てて、102,040,000 円

となる。

平成 20 年 12 月 19 日

金融庁長官 佐藤 隆文